

全組合員の総力をあげて闘い抜き 2019賃金確定闘争妥結



第三波総決起集会に多くの組合員が結集!!

**月例給の改定阻止はできなかったが人事制度に一步踏み込んだ決断をさせる!!
難しい闘いを強いられる中、技能主任職の任用資格基準の緩和を勝ち取る**

昨年の賃金確定闘争は、史上最大にして最悪の特別区人事委員会勧告を実施させないことを決断させ、闘争は終わることなく、公民比較方法の見直しなどを特別区人事委員会に要請してきました。しかし今年においても、特別区人事委員会は大幅な月例給の引下げを勧告し、区長会は遺憾としながらも勧告実施の提案をしてきました。今賃金確定闘争もまた難しい闘いの中、全組合員の総団結で闘い抜いてきましたが、最終局面において勧告実施の阻止はできなかった一方で、我々の要求に対し、踏み込んだ回答が得られたことを確認し、第8回中央委員会において2019賃金確定闘争の妥結を判断しました。

10月21日に出された特別区人事委員会勧告の内容「均衡の原則」「職務給原則」という公務員の給与決定の原則から逸脱する内容であることから、わが組合は月例給の改定阻止、一時金の増額を求めてきました。

10月25日の第3回団体交渉で要求書を提出して以降、本部では専門委員会交渉等具体的な協議を重ねる一方、支部や地連では秋期闘争方針に基づいた「各区・各地連での要請行動や交渉等を取組んできました。特別区人事委員会は、行政系人事・給与制度を見直した影響を踏まえ、昨年5、8、19円の差があると算出しましたが、現給保障者を除外する特例措置で算出し直して勧告を行いました。

11月6日に開催した第4回団体交渉では、わが組合の要求に対する区長会の現段階での検討状況を質したところ、何一つ踏み込んだ内容は得られませんでした。区長会が妥結を求めるのであれば、わが組合の要求に対して踏み込んだ回答を示す以外に解決の道はないとし、交渉を継続してきました。

わが組合は、2019賃金確定闘争の終盤を迎えた11月13日に第1回拡大闘争委員会を開催し、①月例給の引下げを許さず、一時金の増額を求め、②業務職給料表は「依然として高い水準にある」として区長会の認識を改めさせる。③技能主任職の任用資格基準の緩和を求める。④担当技能長職の運用状況を精査させ、意見交換の場を求める。⑤成績率制度における勤務判定区分を2級職と3・4級職で別とすることを求める。⑥再任用職員の賃金水準の早期改善と、新たな制度設計を求める。⑦技能系職種における障害者を対象とする採用選考の導入にあたっては、安全性の確保と、必要な措置を講ずることを求める。⑧清掃職場の実態を踏まえ、区間交流について柔軟な対応を求める。その他の課題も含めて総合的に判断することを確認しました。

区長会が最終交渉日と設定した11月21日の翌日22日、始業時から1時間の実力行使の準備指令を発し、膠着状態に陥っている協議の進展を図り、区長会の歩み寄りを引出すことを全会一致で確認しました。

その後の協議においても、要求に対する区長会の考え方は示されず、最終交渉日とした21日に開催した中央委員会を休会し、局面の打開にむけて中里中央執行委員長・多田書記長と区長会側交渉委員の責任者である副区長会正副会長によるトップ会談がもたれました。月例給の引下げは跳ね返せませんでした。技能主任職の任用資格基準の緩和など、一定踏み込んだ考えが示されました。これを機に、22時30分から開催された第4回団体交渉において最終提案を受けたのち、中央委員会を再開し、全会一致で2019賃金確定闘争の妥結を判断しました。

2019賃金確定闘争ど大衆行動を有機的に結合

(森田 裕二)



2019年
秋季闘争
特集号

わが組合の綱領

一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
二、われわれは労働者の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

東京清掃労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL (3237) 9995
1部20円
編集責任
企画・総務局
田口 康乗

Ⅲ 区長会の最終提案に対する わが組合の判断について

1. 給与改定について

2年連続で月例給の大幅な引下げが勧告された。区長会が遺憾としたことから、区長会としても特別区人事委員会の公民比較方法に納得していないことは明白である。しかし、特別区人事委員会は東京清掃・特区連の度重なる要請に対し、特例措置として公民比較対象から現給保障者を除外することで、引下げ幅を圧縮するとどめた。

我われは、月例給の引下

月例給の引下げについて

2. 業務職給料表について

区長会が、比較対象もはつきりしないまま、「特別区の技能・業務系職員の給料表は依然として高い水準

は不満であるが、年収では再任用職員を含め、全職員

が増となることとあわせて、所要の調整を行わないとしたこと、今年度の定年退職者等について不利益とならぬよう、退職金について激変緩和措置を判断したことは評価できる。

3. 技能主任職の任用資格基準の改善について



▲11月15日 区長会総会要請行動(区政会館)



▲11月18日 区長会会長要請行動

4. 担当技能長の配置について

各区の運用実態に差があることを認め、意見交換の

5. 技能・業務系職員の勤勉手当の成績率制度における勤務判定区分の見直しについて

我われの要求を受け止

め、勤務成績判定区分を改正するとしたことは評価で

6. 高齢期雇用制度について

無年金期間にある再任用職員に対する早急な対応を求めたが、「引き続き、政

7. 技能系職種における障害者を対象とする採用選考の導入について

令和元年度の選考から実施できる。法の趣旨を尊重する立場で、安全面を各支

8. 東京都・特別区一般職員人事交流実施基準等の改正について

引き続き、区間交流において、職員の事情を考慮し

Ⅳ 最後に(今後の取組みについて)

10月22日に提出した5項目について、納得でき

る回答が得られなかったことは不満が残る。

とりわけ、月例給の引下げを阻止することができ

なかったことについては、納得がいかない。しかし、公務員の労働基本

権制約の代償措置機関としての人事委員会制度の意義と、特別区人事委員

会が果たしてきた役割は尊重しなければなら

特別区人事委員会に特

例措置を設けさせたことは、昨年度から引き続き取組んできた大衆行動の

成果であると考えている。また、総額で全組合

ない、したがって、全体として担当技能長を増やしていく取組が必要であ

わが組合は、23区・清掃一組という複数の自治

体を貫く単一労働組合という組織形態を選択し、

賃金確定闘争を自らの闘いと位置付け、今賃金

確定闘争の到達点は、各地連、各(総)支部の闘

評価できるものである。これにより、34歳で採用

された職員についても、退職手当の調整額のポイ

ントが満額付与できることとなった。また、担当

技能長職の設置については、各区の運用実態に差

があることを認識させ、引き続きの情報提供と意

見交換を約束させたことについても、新たな取組

みにつなげる第一歩としていかなければなら

ない。成績率制度における勤務判定区分については、

我われの要求が通ったが、統括技能長・技能長の原資が減ることは否め

受け止めている。

各地連による要請行動をはじめ、組合員の大衆行動が本部交渉と有機的に結びついた結果であると

する。

以上



▲11月15日 第三波総決起集会(全電通労働会館)



▲11月21日 第8回中央委員会



▲11月21日 第4回団体交渉(区政会館)